

## 我が国の衛星リモートセンシング・データに関する 基本的な考え方について（論点メモ）

平成 27 年 5 月 22 日  
内閣府宇宙戦略室

### 1 背景

近年、衛星によるリモートセンシング分野の技術革新が急速に進展し、これまでの国家機関を中心としたリモートセンシング衛星の運用・利用が商業分野にも拡大し、衛星データはグローバル市場で幅広く販売されるようになってきている。

一方で、民間衛星リモートセンシングの解像度等の向上に伴い、万一これらのデータが不適當な者に手渡った場合、安全保障上の利益を害する可能性が出て来た。このため、欧米諸国においては、民間事業者等による衛星リモートセンシングの運用やデータの配布等に関するルールを法律で順次、定めている。

宇宙基本計画に基づき、衛星リモートセンシングに関する法律案を平成 28 年の通常国会に提出することを目指しているが、これに先立ち、衛星リモートセンシング・データに関する基本的な考え方を検討する必要がある。

### 2 論点

衛星リモートセンシング・データについては、民生利用及び安全保障利用の双方の観点から、管理強化（Restriction）の側面のみならず、利用促進（Promotion）の側面も踏まえてその扱いを検討することが必要ではないか。

#### (1) 利用促進（Promotion）

安全保障用途利用

我が国の安全保障・インテリジェンスコミュニティによる自由度が高くかつセキュアな利用の確保が必要。

安全保障利用の観点からの産業振興

我が国の民間衛星リモートセンシングの質的向上及び量的拡大を促すことにより、安全保障・インテリジェンスコミュニティに裨益。

民生利用の観点からの産業振興

衛星リモートセンシングに関連する産業は、宇宙ビッグデータの一分野として将来的に新事業・新サービスが創出される可能性が高い。

#### (2) 管理強化（Restriction）の側面

国家安全保障戦略における、国家安全保障上の 3 つの目標（我が国の平和と安全の維持、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善（日米同盟の強化等）、グローバルな安全保障環境の改善）を阻害するような衛星リモートセンシング・データの利活用の防止が必要。

以上